

NISA制度に関するご説明

株式会社 北海道銀行

NISA口座	NISA口座（非課税口座）は、同一年においてお一人様一口座の開設です。 ※ 金融機関変更によりNISA口座を複数の金融機関で開設することは可能ですが、NISA口座の勘定を当行で設定した年と同一年に、他の金融機関で勘定を重複して設定することはできません。																					
投資枠 (勘定の種類)	<p>NISA口座に「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」と「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の2つの勘定を同時に設定し、同一年に併用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投資枠</th> <th>成長投資枠 (特定非課税管理勘定)</th> <th>つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勘定設定期間</td> <td colspan="2">無期限</td> </tr> <tr> <td>非課税保有期間</td> <td colspan="2">無期限</td> </tr> <tr> <td>年間投資枠（注1）</td> <td>240万円／年</td> <td>120万円／年</td> </tr> <tr> <td>非課税保有限度額</td> <td colspan="2">1,800万円（うち「成長投資枠」は1,200万円が上限）</td> </tr> <tr> <td>買付方法</td> <td>・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）</td> <td>ファンドミニ（定時定額契約）のみ ※ 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。（注2）</td> </tr> <tr> <td>当行における対象商品</td> <td>一定の要件を満たした投資信託 (整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外)</td> <td>一定の要件を満たした投資信託 (長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託。金融庁の基準を満たした投資信託に限定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 新規購入が対象です（購入手数料相当額は含みません）。 注2. つみたて投資枠による申込可能額は次のとおりです（つみたて投資枠の契約が複数ある場合はその合計額となります）。 毎月の振替金額×12カ月+増額月の振替金額の合計額≤120万円</p>	投資枠	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	勘定設定期間	無期限		非課税保有期間	無期限		年間投資枠（注1）	240万円／年	120万円／年	非課税保有限度額	1,800万円（うち「成長投資枠」は1,200万円が上限）		買付方法	・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）	ファンドミニ（定時定額契約）のみ ※ 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。（注2）	当行における対象商品	一定の要件を満たした投資信託 (整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外)	一定の要件を満たした投資信託 (長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託。金融庁の基準を満たした投資信託に限定)
投資枠	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)																				
勘定設定期間	無期限																					
非課税保有期間	無期限																					
年間投資枠（注1）	240万円／年	120万円／年																				
非課税保有限度額	1,800万円（うち「成長投資枠」は1,200万円が上限）																					
買付方法	・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）	ファンドミニ（定時定額契約）のみ ※ 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。（注2）																				
当行における対象商品	一定の要件を満たした投資信託 (整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外)	一定の要件を満たした投資信託 (長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託。金融庁の基準を満たした投資信託に限定)																				
年間投資枠	<ul style="list-style-type: none"> 年間360万円（うち「成長投資枠」は240万円、「つみたて投資枠」は120万円）まで投資が可能ですが、未使用分を繰越して翌年以降の年間投資枠に上乗せして購入することはできません。 各年間投資枠を超過した場合、超過した金額は課税扱いとなります。 <p>※「成長投資枠」で超過した金額を「つみたて投資枠」で受け入れることや「つみたて投資枠」で超過した金額を「成長投資枠」で受け入れることはできません。</p>																					
生涯非課税枠 (非課税保有限度額)	<ul style="list-style-type: none"> 非課税で保有できる残高上限は1,800万円（うち「成長投資枠」では1,200万円が上限）です。 ※ 1,800万円を「つみたて投資枠」で使い切ることはできませんが、「成長投資枠」だけで使い切ることはできません。 金融機関を変更した場合でも、変更前の金融機関の生涯非課税枠の残高を含めて計算します。 																					
生涯非課税枠 の再利用	<ul style="list-style-type: none"> NISA口座で保有する投資信託を売却または課税口座へ払い出した場合、その分の非課税枠を翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用できます（範囲内であっても非課税保有限度額を超えて投資することはできません）。 非課税枠を再利用しても年間投資枠の上限は変わりません。 																					
共用ファンド	<p>「成長投資枠」と「つみたて投資枠」のどちらでも購入できるファンドがあります。</p> <p>※ 定時定額契約の場合、購入手数料はかかりません（一括で購入する場合は購入手数料がかかります）。</p>																					
非課税の対象	NISA口座で生じた利益（分配金の受取や譲渡益）は非課税となります。																					
分配金	<ul style="list-style-type: none"> 元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税ですので、本制度のメリットはありません。 分配金再投資型の場合、NISA口座を優先して再投資します。 ※ 非課税枠を超過した分は課税扱いで再投資します。 ※ 金融機関変更により対象の投資信託を受け入れできる勘定の設定がなくなった場合は課税扱いで再投資します。 																					
譲渡損	NISA口座で生じた損失は税務上ないものとみなされるため、他の上場株式等の譲渡所得等との損益通算や繰越控除の適用を受けることはできません。																					
ファンドの移管	<ul style="list-style-type: none"> NISA口座の投資信託を課税口座に移管できますが、取得価額は移管日の時価となります。 課税口座の投資信託をNISA口座へ移管することやNISA口座の投資信託を2つの勘定間で移管することはできません。 NISA口座の投資信託を非課税扱いで他の金融機関に移管することはできません。 																					
金融機関変更	年単位で変更が可能です。NISA口座または勘定を廃止して、他の金融機関にNISA口座を開設することができます。																					
つみたて投資枠に かかる事項	<ul style="list-style-type: none"> 信託報酬等の概算値を年1回ご通知します。 基準経過日（注）におけるお客様の氏名・住所を所定の期間と方法により確認させていただきます。確認できなかった場合は特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託を受け入れすることができなくなります。 <p>注. 基準経過日とは、初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。</p>																					
開設までの 所要期間	即日開設します。「金融機関変更」の場合は3週間程度かかります。 ※ 税務署からNISA口座の重複等により開設不可の通知があった場合、開設のお申し込みを取り消します。																					
諸変更等	住所変更、氏名変更、出国、相続が生じた場合は速やかにご連絡願います。																					